様式第11号-2（裏面）　（日本工業規格A列4）

記載要領

1　表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

2　許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を○で囲むこと。

3　1欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とする。）において労働者派遣していた労働者の実数（「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄については、当該日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数）を記載すること。

4　「常用雇用労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に規定する常時雇用される労働者のことをいうものであること。

5　「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者のことをいうものであること。

6　「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。）のことをいうものであること。

7　「物の製造の業務に従事した派遣労働者」とは、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者のことをいうものであること。

8　1欄の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項各号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
　この場合において、同項第1号に該当するときには該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条各号に掲げる業務の号番号を、労働者派遣法第40条の2第1項第2号のイに該当するときには「完」を、同号のロに該当するときには「短」を、同項第3号に該当するときには「育」を、同項第4号に該当するときには「介」を記載すること。
　ただし、1欄の「派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数」欄に同項第1号に該当する業務に従事した日雇派遣労働者又は日雇派遣労働者以外の労働者の数を記載するに当たり、複数種類の労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務に従事した一の派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者とも多く従事した業務に従事したものとして算入すること。

9　2欄には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者について、それぞれの保険の種類ごとに適用されている者の実数を記載すること。

10　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、様式第十一号の改正規定については、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に終了する事業年度に係る派遣元事業主が行わなければならない事業報告書及び収支決算書の作成及び厚生労働大臣への提出については、この省令による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「三月」とあるのは、「三月（平成二十二年二月一日から二十八日までに終了する事業年度に係る事業報告書にあつては、二月）」とする。

2　平成二十二年五月三十一日以前に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第五条第一項の許可の有効期間が満了する一般派遣元事業主（同法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主をいう。）が行わなければならない許可の有効期間の更新の申請手続については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百七十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第四愛知の款豊田の項管轄区域の欄中「、西加茂郡」を「、みよし市」に改め、同表滋賀の款彦根の項管轄区域の欄中「、東浅井郡、伊香郡」を削り、同表福岡の款福岡中央の項管轄区域の欄中「、前原市、筑紫郡、糸島郡」を「、糸島市、筑紫郡」に改める。

別表第五愛知の款豊田の項管轄区域の欄中「、西加茂郡」を「、みよし市」に改め、同表滋賀の款長浜の項管轄区域の欄中「、東浅井郡、伊香郡」を削り、同表福岡の款福岡西の項管轄区域の欄中「、前原市、糸島郡」を「、糸島市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年1月1日から施行する。ただし、別表第四愛知の款及び別表第五愛知の款の改正規定は、同年1月4日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第五百九号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第四百六十号）の全部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

第一　趣旨

この指針は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める事項に関し、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

第二　事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一　法第五条及び第十一条の規定による労働者の育児休業申出及び介護休業申出に関する事項

(一)　法第五条第一項及び第十一条第一項に規定する期間を定めて雇用される者に該当するか否かを判断するに当たっての事項

労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている場合には、法第五条第一項各号及び第十一条第一項各号に定める要件に該当するか否かにかかわらず、実質的に期間の定めのない契約に基づき雇用される労働者であるとして育児休業及び介護休業の対象となるものであるが、その判断に当たっては、次の事項に留意すること。

イ　有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例における判断の過程においては、主に次に掲げる項目に着目して、契約関係の実態が評価されていること。

(イ)　業務内容の恒常性・臨時性、業務内容についての正社員との同一性の有無等労働者の従事する業務の客観的内容

(ロ)　地位の基幹性・臨時性等労働者の契約上の地位の性格

(ハ)　継続雇用を期待させる事業主の言動等当事者の主観的態様

(ニ)　更新の有無・回数、更新の手続の厳格性の程度等更新の手続・実態

(ホ)　同様の地位にある他の労働者の更新状況